

1. 基本理念

中村学園大学・中村学園大学短期大学部は、建学の精神にある「日本人としての自覚を持ち、清節の風をたつとび、感恩の情にとみ、労作にいそしむ」、「形は心の現れである」、「学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努める」に則り、人間教育、社会性教育、教養教育、専門教育を有機的に連携させ、「学生一人ひとりを大切に作る」教育に努めています。

この教育理念に照らし、本学は、障がいの有無にかかわらず、すべての学生に対して、共に学び合うことのできる教育・学習環境を提供するとともに、学生一人ひとりの成長および自立を支援することを目指します。

2. 支援対象および支援範囲

支援対象は、次の①から③すべての条件を満たす方とします。

- ① 本学に在籍する障がいのある学生（以下「障がい学生」という）
- ② 障がいや疾病、怪我等により修学に著しい制限が生じている学生
- ③ 本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた学生

支援の範囲は、修学に関する事項を中心に、障がい学生 (1) の個別ニーズに基づき、多様かつ個別性の高いものであることに留意して検討します。

なお、本学に入学を希望する障がいのある受験生については、入学試験に係わる範囲において、個別ニーズに基づき、支援内容を検討します。

ただし、合理的配慮の定義 (2) に基づき、教育の本質や評価基準の変更など、他の学生に多大な影響を及ぼすあるいは本学に過度な負担となる変更や調整は行いません。

(1) 障がい学生とは、障害者基本法第2条第1号に定める障害者「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

(2) 合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約第2条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

3. 支援内容の合意形成について

障がい学生から支援を必要とする意思の表明があり、「修学に関する配慮申請書」及び求める配慮事項に対して整合性や客観性を裏付ける根拠資料が提出された場合、当該学生の所属する学部学科・研究科の学びの特徴と障がい学生の個別ニーズに基づき、障がい学生支援会議にて支援内容を検討します。

審議を経て決定した支援内容に関しては、障がい学生との対話に基づき、合意形成を図るとともに、適宜調整や変更についても継続的に対話を行います。また、配慮の提供ができない場合は、障がい学生に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めます。

なお、申請を行った障がい学生には、本学の教育目標と自身の特性を理解し、主体的に支援を活用し学ぶことに努めていただきます。

4. 支援体制

実際の支援については、障がい学生の所属している学部学科・研究科が主たる責任を持ち、全ての教職員が連携し、相互に協力しながら提供していきます。また、必要に応じ学外の医療機関や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う場合もあります。

なお、全学における障がい学生支援の推進については、学生部を中心として取り組みます。

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」および「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（案）」に基づき策定されています。

以上

【問い合わせ先】

学生部（2号館3階学生支援センター）

TEL：092-851-2593